

千葉市議会議長・副議長等会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 千葉市議会は、「議会と市政の信頼回復に関する決議」を踏まえ、政治倫理条例の制定及び議長選出方法の見直しなど議会改革の推進を図ることを目的に、議長・副議長等会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 政治倫理条例の制定に関する事。
- (2) 議長選出方法の見直しに関する事。
- (3) その他議長が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、議長、副議長及び千葉市議会改革検討協議会の委員長、副委員長と同協議会委員から各会派1人の10人をもって組織する。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

- 2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 会議の決定は、原則として出席委員全員の合意を要するものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 議長は、協議事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、千葉市議会改革検討協議会の承認を得るものとする。

(記録)

第6条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(設置期間)

第7条 会議の設置期間は、本要綱の施行の日から平成22年5月31日までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。